

発言席

金生活者もおられる。

災害復興は、公助、共助、自助の組み合わせが重要だが、公助が必要なのに支援が届かず、もう少し自助が必要な人に支援が行くべき。

自然災害で住宅などの生活基盤に被害を受けた被災者の生活再建を支援する制度として「被災者生活再建支援法(以下「支援法」という)がある。しかしながら、この制度は、2度の大地震など度重なる自然災害からの復旧・復興に取り組む現場からみると極めて問題が多い。

まず、被災者の生活再建を支援する制度でありながら、制度の考え方は生活者である「ひと」ではなく、建物などの「物」に着目している。つまり「どれだけ壊れたか」によって、「どれだけ支援されるか」が決まる。この尺度の中には、被災者個々の状況など考慮されない。例えば住宅が全壊しても自力で再建できる資力を持つ人もいるし、壁や屋根の一部が壊れただけでも、修復が困難な災害弱者や年



新潟県知事・泉田裕彦

ひとに着目した支援が必要

いる。本当に気の毒な人が生活再建できるように家族関係や資産状況等も含めた「ひと」に着目して支援すべきではないか。再建すべき生活にも地域差が大きい。都市部のサラリーマンは家を確保して職場に復帰できれば、一応の再建になるかもしれない。一方、中山間地での生活は、棚田を耕し牛や鯉を育て、それぞれの作業を通じて地域社会とつながっている。円滑な作業のため親子3代同居し、農舎兼住宅あるいは店舗兼住宅が必要という暮らしがある。こういう方々が再建しようとしても、用途を制限されたり大家族でも1世帯として扱って所得制限をされる。これでは、多くの人の生活再建が困難になる。これらの人の生活を支える公共負担が増加することにもなる。

生活再建にあたって着目すべきは「ひと」である。全国一律に共通基準を当てはめるという手法には無理がある。本来、真に支援が必要な人を判断すべき現場の窓口が、なぜ支援の対象にならないのか説明する係になり、被災者の支援をすべき人員が国の補助制度を申請するための書類作りに忙殺される。現場の状況を理解し判断できる自治体に裁量を持たせてほしい。

さらに、全国一律基準で支援する制度の下では、支援総額が膨大になるという危険もある。個々人の事情に応じて低コストで効果的な対応を図る場合と、住宅本体への用途制限をするなどして自立再建ができない人を増やして1戸あたり2500万円〜3000万円もする公営住宅を多く建設する場合と、総額としての行政コストとしてどちらの負担が大きいかは、おのずと明らかであろう。

支援法は今国会で審議されるが、「物」ではなく「ひと」に着目し、地方が主体的に運用できる制度改正に加え、生活再建途上にある能登半島地震や中越沖地震等の被災者にも現在進行形の事象として新制度が適用されることを切に望みたい。

(毎週日曜日に掲載)